

# お願い！～OCRの記載について～

平成29年4月から継続検査ワンストップサービス(OSS)\*及び電子保安基準適合証での申請が開始されることに伴い、OCRシートに証明書指示欄が追加されました。

平成29年4月からは、これまでどおり紙の保安基準適合証で継続検査の申請を行う場合には、**必ず証明書指示欄に以下に該当する番号の記載が必要**となります。

つきましては、自動車検査証の返付業務を速やかに行うため、**証明書指示欄に番号の記載をお願いします。**

\*継続検査ワンストップサービス(OSS)とは、通常紙で行っている重量税納付、手数料納付、申請等を一括してインターネットでおこなうもの。軽自動車については平成31年以降開始予定

## <指定整備工場の方>

電子保安基準適合証を利用せずに、これまでと同様に紙の保安基準適合証で申請される場合には、**証明書指示欄に「1」**を記載してください。

登録自動車の場合

軽自動車の場合

20 証明書指示

94 証明書指示

1 保・自提出  
2 保適証取得  
3 自賠償提出  
8 保適証照会  
9 自賠償照会

電子保安基準適合証を利用して申請される場合には、**整備工場コード欄及び走行距離計表示値欄は記載しないでください。**

登録自動車の場合

軽自動車の場合

電子保安基準適合証で申請する場合は記載不要

電子保安基準適合証で申請する場合「レ」を記載

※上記以外の方法により申請される場合には、窓口担当者にお問い合わせください。